



資料編

資料編

十日町市子ども・子育て応援プランの策定経過

開催年月日	項目	概要
平成 31 年 2 月 4 日	平成 30 年度第 2 回 十日町市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・しらうめ保育園に対する小規模保育事業 B 型の認可について ・保育施設等の利用定員について ・子ども・子育て支援に係るニーズ調査（案）について
平成 31 年 3 月～4 月	子ども・子育てに係るニーズ調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者 ・小学生児童の保護者
令和元年 10 月 15 日	令和元年度第 1 回 十日町市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の利用定員について ・支援事業計画の進捗状況について ・ニーズ調査結果の概要について ・「(仮称) 十日町市子ども・子育て応援プラン」の策定概要について
令和 2 年 1 月 24 日	令和元年度第 2 回 十日町市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「十日町市子ども・子育て応援プラン（案）」について ・保育施設等の利用定員について
令和 2 年 2 月 7 日～ 2 月 25 日	パブリックコメント実施	
令和 2 年 3 月	計画策定	



子ども・子育てニーズ調査結果

調査の概要

(1) 調査目的

当市が「子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、教育・保育・子育て支援について、市民のニーズ（現在と今後の利用など）をあらかじめ把握し、議論や検討の基礎資料とするために行ったもの。

(2) 調査の実施要領

就学前児童用及び小学生児童用の2種類の調査票を作成し、両調査ともにプライバシー保護のために無記名方式により実施した。

就学前児童用	
調査時期	平成 31 年 3 月
調査対象者及び調査方法	十日町市に在住する0歳～6歳の就学前の子どもを持つ保護者を無作為に抽出し、調査の対象とした。調査票の配布は郵送または園を通して行い、回収は郵送方式とした。
小学生児童用	
調査時期	平成 31 年 3 月
調査対象者及び調査方法	十日町市に在住する小学校1年生～6年生の子どもを持つ保護者を無作為に抽出し、調査の対象とした。調査票の配布は小学校を通して行い、回収は郵送方式とした。

(3) 配布数・回答数

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	1,031 件	526 件	51.0%
小学生児童用	1,846 件	947 件	51.3%

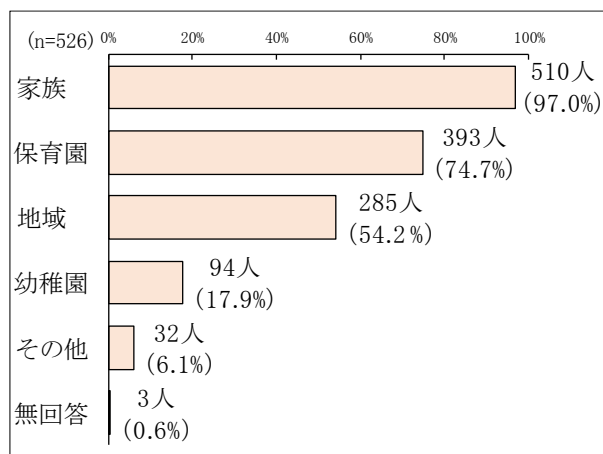
(4) 調査結果に関する注意点

- ・結果は百分率（%）で表示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計100%にならないことがある。
複数回答（2つ以上の回答）では、合計が100%を超える場合がある。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（%）を算出するための基数である。
- ・本文及び図表中において、調査票より簡略した表記を用いた部分がある。

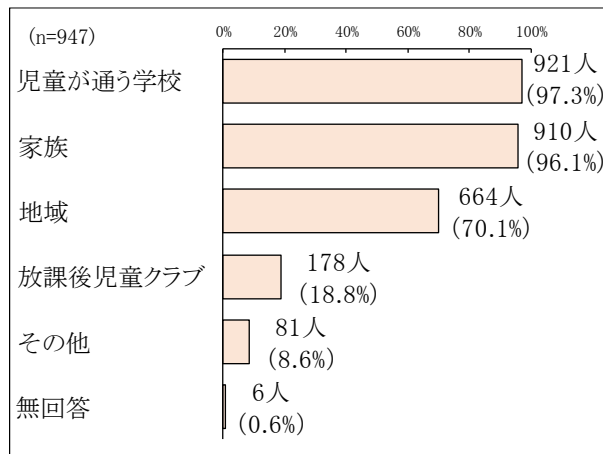
調査結果（抜粋）

問 8 あて名のお子さんの子育てに、影響すると思われる環境をお答えください。

【就学前児童】

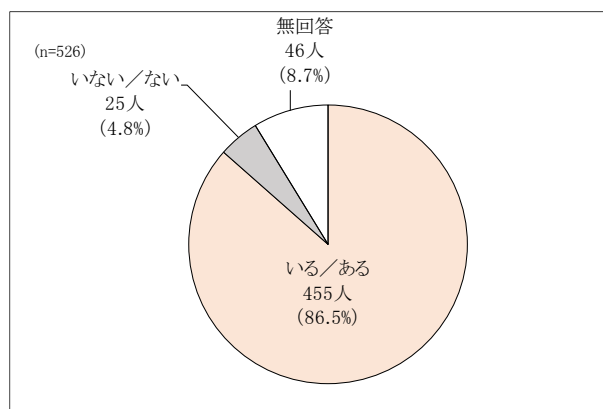


【小学生児童】

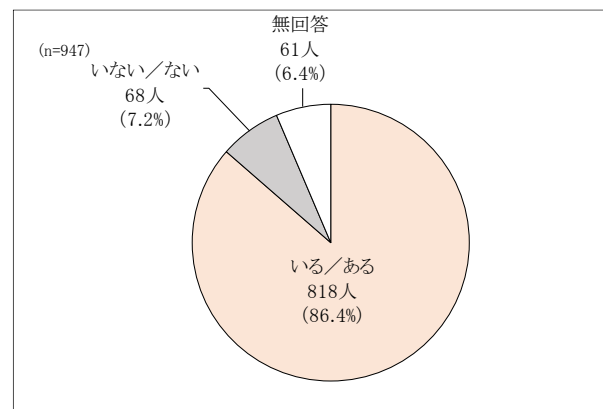


問 10 あて名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。 また、相談できる場所がありますか。

【就学前児童】



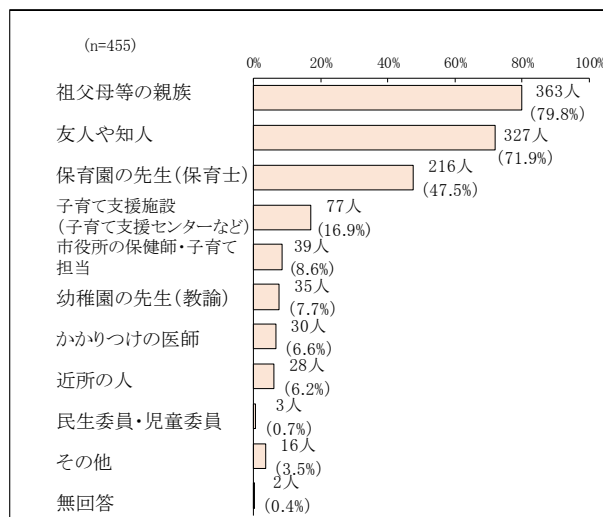
【小学生児童】



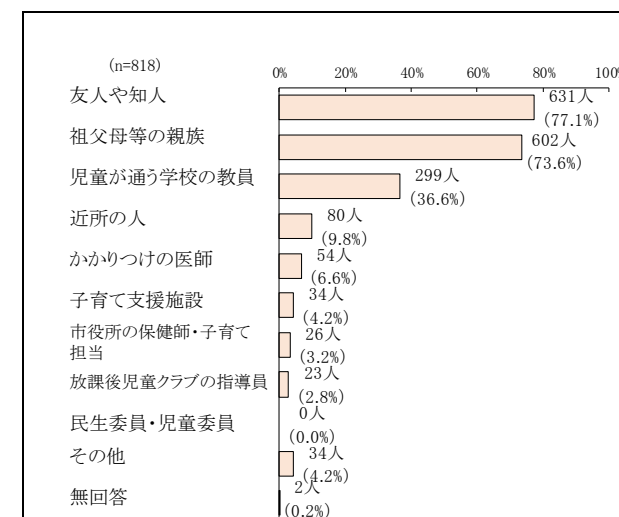
問 10 で「1. いる/ある」に○をつけた方にうかがいます。

問 10-1 あて名のお子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

【就学前児童】



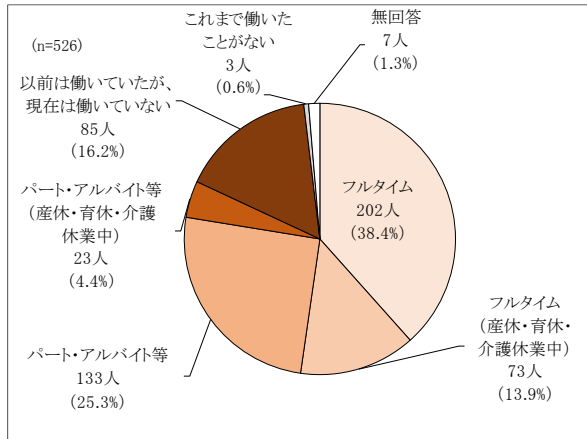
【小学生児童】



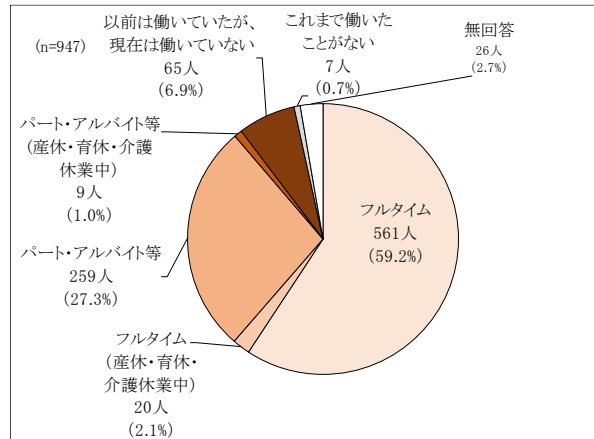
問 12 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

母親

【就学前児童】

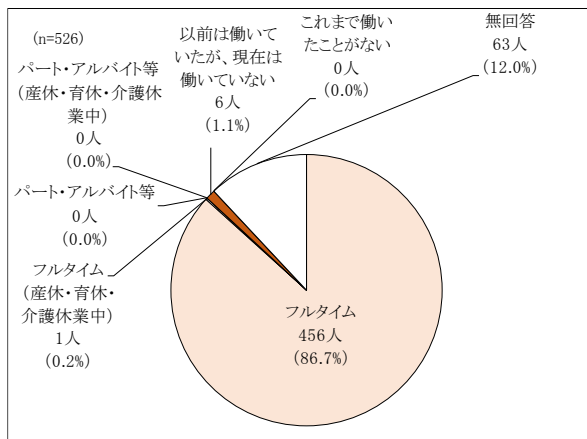


【小学生児童】

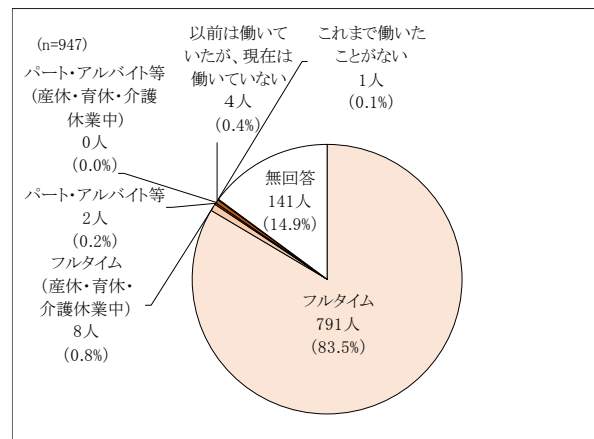


父親

【就学前児童】

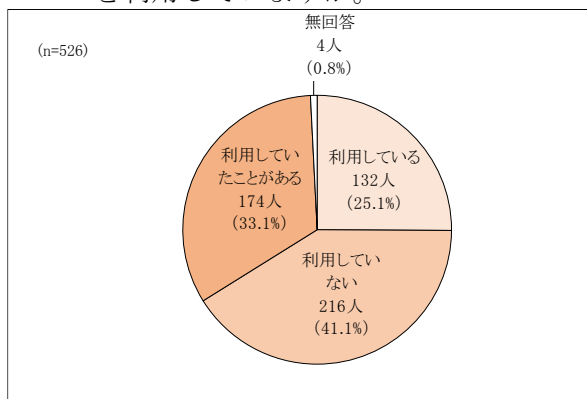


【小学生児童】



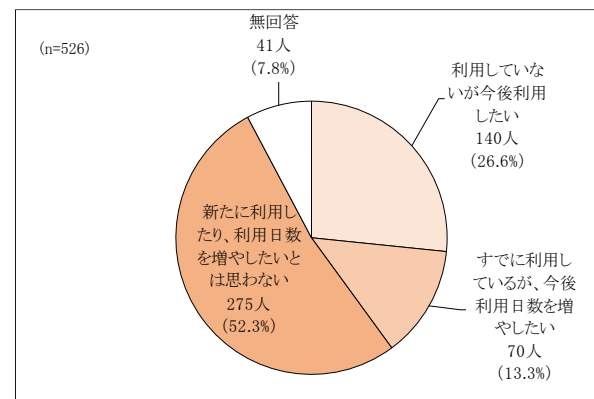
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 17 あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「つどいの広場」等と呼ばれています。）を利用していますか。



(就学前児童用調査票のみの設問)

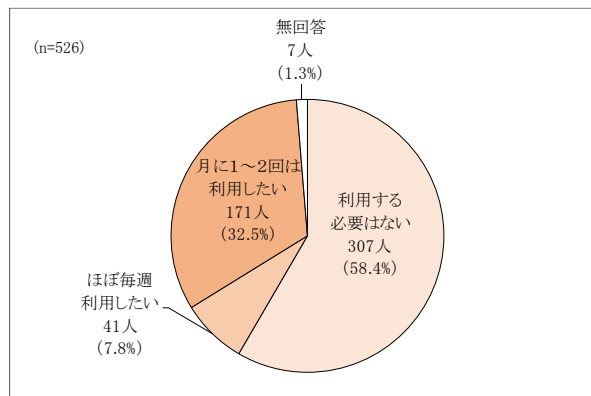
問 18 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。



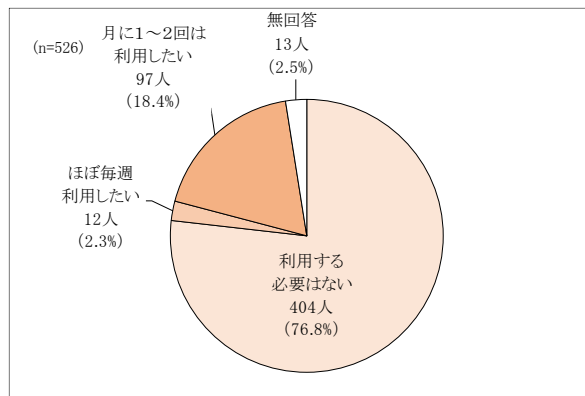
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 20 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な保育・教育のサービスの利用希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。(一時的な利用は除きます。)

土曜日

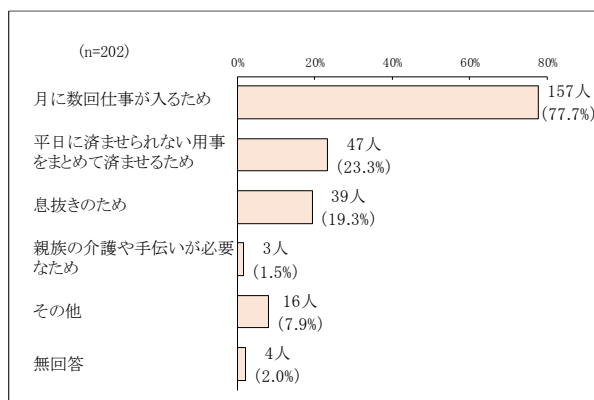


日曜日・祝日



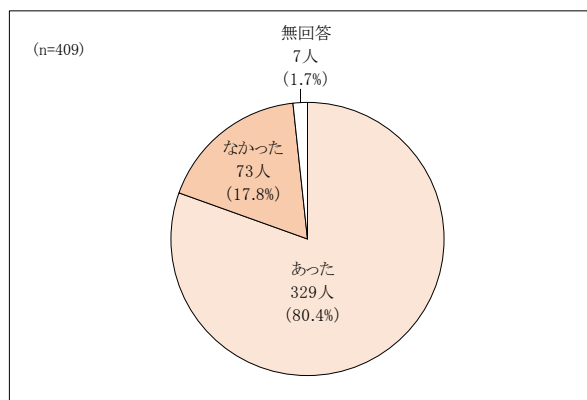
問 20 の (1) または (2) で「3. 月に1~2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問 20-1 毎週ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。



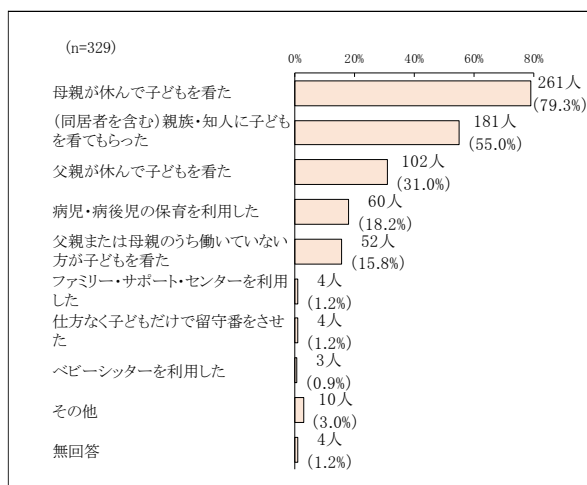
問 15 で「1.」(「定期的な保育・教育のサービス」を利用している)に○をつけた方にうかがいます。

問 22 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで普段利用している保育・教育のサービスが利用できなかったことはありますか。



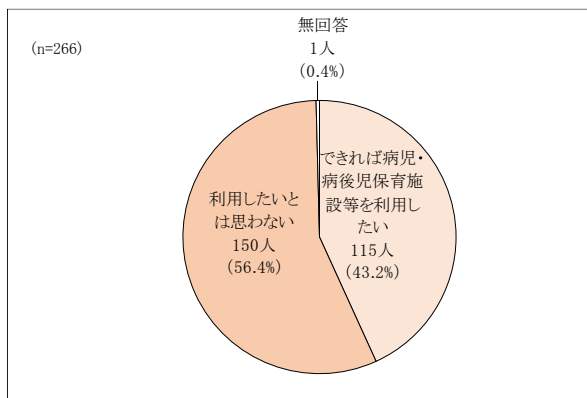
(就学前児童用調査票のみの設問)

問 22-1 この1年間に、あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している保育・教育のサービスが利用できなかった場合に行った対処方法として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。



問 22-1 で「1.」「2.」のいずれかに回答した方にかがいます。

問 22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。



母子保健計画に係る成果指標の現状

～「健やか親子21（第2次）」における中間評価の全国及び県との比較～

1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策 （単位：％）

指 標	全国	新潟県	十日町市			
	H29	H29	H28	H29	H30	
妊娠出産について満足している者の割合 （3・4か月児）	82.8	92.4	94.1	94.3	96.8	
むし歯のない3歳児の割合	85.6	89.3	75.1	77.1	79.0	
乳幼児健康診査未受診率	3・4か月児	4.5	3.3	2.0	1.8	1.7
	1歳6か月児	3.8	1.4	0.0	2.4	1.4
	3歳児	4.8	2.1	0.5	0.9	0.9
仕上げ磨きをする親の割合（1歳6か月児）	73.1	72.0	78.1	79.7	73.1	
産後1か月でEPDS ^{（注1）} 9点以上の褥婦の割合	9.8	12.2	—	10.2	15.1	
1歳6か月までに四種混合の予防接種を終了している者の割合（1歳6か月児） ^{（注2）}	96.8	96.6	94.2	91.7	95.8	
1歳6か月までに麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合（1歳6か月児） ^{（注2）}	91.3	87.6	80.1	85.4	87.7	

注1 EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)は、産後うつ病のリスク度を判定し、支援する指標

注2 十日町市においては、未接種者に対して個別に接種勧奨を実施しており、最終的な接種者の割合は高くなる。(参考：H29 92.2%)

2 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり （単位：％）

指 標	全国	新潟県	十日町市		
	H29	H29	H28	H29	H30
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.5	95.3	92.8	93.3	93.9
積極的に育児をしている父親の割合	59.9	59.4	60.4	61.0	63.4
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合（1歳6か月児）	46.5	43.8	60.6	38.2	42.6

3 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 （単位：％）

指 標	全国	新潟県	十日町市		
	H29	H29	H28	H29	H30
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	81.3	81.2	90.2	84.0	83.0
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	89.4	88.5	90.2	91.4	90.8

4 妊娠期からの児童虐待防止対策

(単位：%)

指 標		全国	新潟県	十日町市		
		H29	H29	H28	H29	H30
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児	92.1	—	90.6	94.0	90.4
	1歳6か月児	80.3	—	76.8	90.0	86.0
	3歳児	61.1	—	56.4	55.8	62.3
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合（3・4か月児）		97.3	98.4	98.2	98.9	98.6

※1 「健やか親子 21（第2次）」とは

「健やか親子 21（第2次）」は、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を推進する国民運動計画である。平成27年度から令和6年度までを第2次計画として定め、「全ての子どもが健やかに育つ社会」を目指す姿としている。

なお、指標については、乳幼児健康診査時に保護者に対して行う全国一律の問診票により算出するものである。

※2 本表は、母子保健計画に関連のある項目のみ抜粋し掲載したものである。



十日町市の教育・保育施設等一覧（令和2年1月現在）

公立保育所

	施設名	定員	住所
1	鏡島保育園	50	十日町市南鏡坂 234 番地 1
2	高山保育園	65	十日町市錦町二丁目 57 番地
3	きらきら西保育園	100	十日町市下川原町 2 番地
4	水沢保育園	60	十日町市馬場丁 1231 番地
5	千手保育園	110	十日町市上新井 87 番地 3
6	松之山保育園	40	十日町市松之山 1157 番地 8

※水沢保育園は令和2年3月をもって閉所予定

※千手保育園は令和2年4月以降、(福)松代福祉会が運営し、認定こども園に移行予定

私立保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	十日町幼児園	60	十日町市本町西一丁目 253 番地	(福)おりいぶ会
2	大井田保育園	80	十日町市四日町 1680 番地 19	(福)大井田会
3	山本愛泉保育園	70	十日町市山本町二丁目 975 番地	(福)山本愛泉保育園
4	森の保育園	70	十日町市大黒沢 1789 番地 2	(福)森の保育園

※森の保育園は令和2年4月以降、「認定こども園あおのもり」に移行・名称変更予定

地域保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	水沢南部保育園	40	十日町市馬場甲 834 番地 1	十日町市運営委員会

小規模保育所

	施設名	定員	住所	運営法人
1	しらうめ保育園	19	十日町市高田町四丁目 3 番地 1	NPO 法人しらうめ保育園

認定こども園

	施設名	定員	住所	運営法人
1	愛宕幼稚園	75	十日町市川原町 823 番地 1	(学)放光学園
2	十日町カトリック天使幼稚園	104	十日町市寿町四丁目 4 番地 7	(学)聖母学園
3	むつみこども園	140	十日町市下条三丁目 209 番地	(学)下条学園
4	慈光こども園	135	十日町市川治 877 番地 1	(福)八千代会
5	中里なかよし保育園	175	十日町市田中口 259 番地 1	(福)清津福祉会
6	まつだい保育園	85	十日町市松代 3526 番地 10	(福)松代福祉会
7	中条こども園	75	十日町市中条甲 1022 番地 7	(福)まどか会
8	いずみこども園	80	十日町市昭和町三丁目 18 番地 1	(福)水月会
9	北越こども園	90	十日町市本町六の一丁目 79 番地 1	(福)北越福祉会
10	しんごこども園	70	十日町市新座甲 823 番地 4	(福)十日町福祉会
11	うえのこども園	80	十日町市上野乙 166 番地	(福)十日町福祉会

小学校

	施設名	住所
1	十日町小学校	十日町市学校町一丁目 614 番地 32
2	中条小学校	十日町市中条甲 1242 番地 1
3	東小学校	十日町市四日町新田 375 番地
4	飛渡第一小学校	十日町市中条戊 2033 番地 1
5	川治小学校	十日町市川治 688 番地 2
6	吉田小学校	十日町市山谷 1958 番地
7	鑑島小学校	十日町市南鑑坂 449 番地 3
8	下条小学校	十日町市下条四丁目 241 番地
9	水沢小学校	十日町市馬場丁 1641 番地
10	馬場小学校	十日町市馬場乙 1575 番地
11	西小学校	十日町市西本町一丁目 365 番地 1
12	千手小学校	十日町市上新井 32 番地
13	上野小学校	十日町市上野甲 1376 番地
14	橘小学校	十日町市野口 1 番地 1
15	田沢小学校	十日町市上山己 1492 番地
16	貝野小学校	十日町市本屋敷丁 58 番地 1
17	松代小学校	十日町市松代 3268 番地 5
18	松之山小学校	十日町市松之山 1162 番地 3

中学校

	施設名	住所
1	十日町中学校	十日町市新座甲 2 番地 10
2	中条中学校	十日町市中条甲 569 番地 1
3	南中学校	十日町市北新田 142 番地 1
4	吉田中学校	十日町市小泉 106 番地 1
5	下条中学校	十日町市下条四丁目 241 番地
6	水沢中学校	十日町市馬場丁 2006 番地
7	川西中学校	十日町市霜条 51 番地
8	中里中学校	十日町市桔梗原キ 1301 番地
9	松代中学校	十日町市松代 5562 番地 1
10	松之山中学校	十日町市松之山 1162 番地 3

特別支援学校

	施設名	住所
1	ふれあいの丘支援学校	十日町市学校町一丁目 614 番地 32

子育て支援センター

	施設名	住所	備考
1	子育て支援センター「くるる」	十日町市本町二丁目4番地1	
2	川西子育て支援センター「えくぼ」	十日町市上野乙166番地	うえのこども園併設
3	中里子育て支援センター「きらりん」	十日町市田中ロ259番地1	中里なかよし保育園併設
4	松代子育て支援センター「すくすく」	十日町市松代3526番地10	まつだい保育園内
5	松之山子育て支援センター「にこにこ」	十日町市松之山1157番地8	松之山保育園内
6	子育て支援センター「つどいの広場」	十日町市下条三丁目209番地	むつみこども園内

放課後児童クラブ

	施設名	住所	備考
1	十日町小学校放課後児童クラブ	十日町市学校町一丁目614番地32	十日町小学校併設
2	中条小学校放課後児童クラブ	十日町市中条甲1242番地1	中条小学校併設
3	東小学校放課後児童クラブ	十日町市四日町新田375番地	東小学校内
4	川治小学校放課後児童クラブ	十日町市川治688番地2	川治小学校内
5	水沢小学校放課後児童クラブ	十日町市馬場丁1641番地	水沢小学校内
6	西小学校放課後児童クラブ	十日町市西本町一丁目365番地1	西小学校内
7	鑑島小学校放課後児童クラブ	十日町市南鑑坂449番地3	鑑島小学校内
8	下条小学校放課後児童クラブ	十日町市下条四丁目183番地2	ケアホームげじょう内
9	千手小学校放課後児童クラブ	十日町市上新井32番地	千手小学校内
10	上野小学校放課後児童クラブ	十日町市上野甲1376番地	上野小学校内
11	橘小学校放課後児童クラブ	十日町市野口1番地1	橘小学校内
12	田沢小学校放課後児童クラブ	十日町市上山己1492番地	田沢小学校内
13	松代小学校放課後児童クラブ	十日町市松代3268番地5	松代小学校併設
14	ほくえつジュニアらんど	十日町市本町六の一丁目79番地1	北越こども園内
15	放課後児童クラブ「コロボックル」	十日町市川治877番地1	慈光こども園併設

学童保育

	区分	施設名	住所
1	公立保育所	松之山保育園	十日町市松之山1157番地8
2	私立保育所	山本愛泉保育園	十日町市山本町二丁目975番地
3	地域保育所	水沢南部保育園	十日町市馬場甲834番地1

病児・病後児保育施設

	区分	施設名	住所	備考
1	病児保育	子育て・健康支援センター「ちくたく」	十日町市馬場丙1550番地3	たかき医院併設
2	病後児保育	十日町幼稚園	十日町市本町西一丁目253番地	十日町幼稚園併設
3	病後児保育	慈光こども園病後児保育室「慈光ぼけっと」	十日町市川治877番地1	慈光こども園併設

児童センター

	施設名	住所
1	児童センター「めぐらんど」	十日町市学校町一丁目808番地6

十日町市子ども・子育て会議委員

区分	氏名	条例第3条第2項における区分等	備考
会長	関 周一	子ども・子育て支援事業従事者	特定非営利活動法人ほほえみ副理事長
副会長	渡邊百合子	関係団体の推薦を受けた者	十日町市私立保育園・こども園連絡協議会代表
委員	杉本 典恵	子どもの保護者	子育て支援センター利用者保護者
〃	福崎 順子	子どもの保護者	十日町地域保育所等保護者
〃	八重澤聡美	子どもの保護者	川西地域保育所等保護者
〃	富井 明美	子どもの保護者	中里地域保育所等保護者
〃	鈴木 健宣	子どもの保護者	松代地域保育所等保護者
〃	島田 志乃	子どもの保護者	松之山地域保育所等保護者
〃	阿部とよ子	関係団体の推薦を受けた者	十日町市認定こども園協会代表
〃	富井 武保	関係団体の推薦を受けた者	十日町市地域保育所連絡協議会代表
〃	井ノ川ゆかり	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市公立保育所代表
〃	丸山 和猪	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	十日町市主任児童委員会委員
〃	富澤 恵子	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	
〃	平野 久美	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	
〃	馬場久美子	市長が特に必要があると認める者	公募委員



十日町市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日
条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、十日町市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、

会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

十日町市子ども・子育て応援プラン
(第2期子ども・子育て支援事業計画)

発行・編集：十日町市市民福祉部子育て支援課

住 所：〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電 話：025-757-3719

発 行：令和2年3月

